
令和4年 12月 宇美町議会定例会会議録 (第4日)

令和4年12月13日 (火曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第52号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第二 議案第53号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第三 議案第54号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

追加日程第四 議案第55号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算(第5号)

追加日程第五 議案第56号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)

追加日程第六 議案第57号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第9号)

日程第2 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書

日程第3 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第52号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第二 議案第53号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第三 議案第54号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

追加日程第四 議案第55号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算(第5号)

追加日程第五 議案第56号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)

追加日程第六 議案第57号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第9号)

日程第2 請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書

日程第3 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（12名）

| | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭 | 2番 安川 禎幸 |
| 3番 高橋 紳章 | 4番 丸山 康夫 |
| 5番 平野 龍彦 | 6番 安川 繁典 |
| 7番 入江 政行 | 8番 黒川 悟 |
| 9番 鳴海 圭矢 | 10番 白水 英至 |
| 11番 藤木 泰 | 12番 古賀ひろ子 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|--------------|----------|
| 議会事務局長 太田 美和 | |
| 書記 中山 直子 | 書記 五所 万典 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|---------------------|
| 町長 …………… 安川 茂伸 | 副町長 …………… 原田 和幸 |
| 副町長 …………… 一木 孝敏 | 教育長 …………… 佐々木壮一朗 |
| 総務課長 …………… 工藤 正人 | 危機管理課長 …………… 安川 忠行 |
| 財政課長 …………… 中西 敏光 | まちづくり課長 …………… 太田 一男 |
| 税務課長 …………… 松田 博幸 | 会計課長 …………… 瓦田 浩一 |
| 住民課長 …………… 八島 勝行 | 健康福祉課長 …………… 尾上 靖子 |
| 環境農林課長 …………… 久我 政克 | 管財課長 …………… 矢野 量久 |
| 都市整備課長 …………… 藤木 義和 | 上下水道課長 …………… 前田 友博 |
| 学校教育課長 …………… 川畑 廣典 | 社会教育課長 …………… 佐伯 剛美 |
| こどもみらい課長 …………… 飯西 美咲 | |

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までには条例案1件、予算案5件を受理していますので、追加議題といたし

たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。以上6件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

また、本日、本会議終了後、議会改革調査特別委員会を開催する予定としております。よろしくお願いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号4番。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟です。

本日は、魅力あふれるまちづくりの実現をと題して質問してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

2022年、1年がたつのも早いもので、今年もコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻など様々なことがありました。そして、日々の生活の中で直面する急激な円高、物価高の影響など多くの人々に不安を与えた出来事もあり、今年の漢字は「戦」に決まったと報道が 있었습니다。まさに戦いです。戦い、スポーツ、悪いことばかりじゃなくて、やっぱりスポーツなどでも感動を与えていただきました。まさに戦いということで、今後も引き続き直面する課題を全て乗り越えて、宇美町の景気回復を願ひ、質問に入ります。

本町も町制施行100周年から次の100年に向けて「ふるさと宇美」を愛し、育む心、育む町民憲章が完成しました。10月26日に記念碑の除幕式も終わり「ふるさと宇美」を誇りに、新たな出発を切ることができました。

今回の一般質問は、魅力あふれる宇美町の実現をと題し、町のにぎわいを取り戻すための施策について質問いたします。

私たちの生活も新型コロナ感染症拡大の影響で大きく変化し、町全体が疲弊しているのも事実です。そんな中、ウイズコロナ、アフターコロナの下、3年ぶりに町主催のイベントや行事も開催され、にぎわいを取り戻しつつありますが、ここに来て新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、第8波への懸念が高まっています。

今後も、再びイベントや行事の中止、町民をはじめ、飲食店や地元事業者などに影響を及ぼし、さらなる景気の落ち込みが懸念されます。国難とも言うべき、このコロナ禍を乗り越え、宇美町の活気を取り戻すために何ができるのか。また、どのような手を打てるのかが問われています。

長引くコロナ禍に加え、物価高については、資源の逼迫や円高による輸入価格の高騰が消費者

物価にも反映している状況で、特にガソリンなどの高騰で、町民や地元事業者などにとっては、さらに厳しい経営状況が懸念されます。

本町も、今まで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や町の基金を活用して様々な事業を行い、町民や事業者にとって一定の支援ができていると思っております。

そして、今回、当町では長引くコロナ禍の影響に加え、エネルギー、ガス、電気、さらに食料品などの物価高騰に直面する町民の皆様への生活支援や地域における消費喚起を目的として、町民の登録店舗で利用可能な宇美町生活応援地域商品券事業が、11月の臨時議会で可決されました。

事業費2億428万4,000円で、国の交付金充当率が9,454万8,000円と町の基金1億973万6,000円を活用して、令和4年11月1日現在、宇美町に住所を有する町民の全員に対し、1人当たり5,000円の商品券の支給が12月1日より始まりました。今回の地方創生臨時交付金と町の基金を活用したこの事業は、町民の全ての方に平等に素早く支給されたことに対し、大変評価できます。

しかしながら、引き続きコロナ禍や物価高、エネルギーの高騰が響く中、飲食店などではお客様が減り、運送業者やタクシー業者、その他燃料を必要とする事業者などは、原材料や物流費の高騰の中で運賃や物品価格の値上げもできないのが現状のようです。

特にガソリンなどの燃油の激変緩和に関しましては、国の補助もあり、ガソリンは1リットル当たり170円を超えない価格に抑えられていることができていますが、今後もガソリンなどの燃油の価格動向が、ウクライナ情勢もあり不透明で、さらに厳しい経営状況が懸念されます。

そういう状況の中、何とかしてほしいと地元の事業者の訴えがあるのも事実です。

しかし、全ての事業者に対し支援することは、財政上からも大変難しい状況だと認識をしております。

そこで、本町として、今後どのような対策、どういった対応が取れるのか、答弁をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） おはようございます。生活応援地域商品券事業——支給事業につきましては評価を頂き、ありがとうございます。

12月1日より、町民の方に速やかにお届けができるよう配布をしております。この時期に大変ありがたいといったメールも頂いているところでございます。

商品券事業につきましては、世界的情勢によるエネルギー、食料品価格の物価高騰が激しく、そのあおりを町民や飲食店を含めた全業種の事業者が受けており、町としましては、町民全体に生活応援商品券を支給し、町内での食事や買物に使用していただくことで、町民生活を支援する

とともに地域経済の底上げを行うという判断をしたところでございます。

町内には約1,300の事業所がございまして、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、その時々緊急かつ必要に応じて支援対象者を検討しながら、小規模事業者応援給付金、また休業要請協力店舗等の協力金、感染防止対策実施事業者の協力金、プレミアム付き地域商品券発行事業、キャッシュレス決済推進事業や事業継続支援金、また交通事業者事業継続応援金などの様々な支援策を実施してまいりました。

今後も、社会情勢、物価高騰、コロナ感染状況等など、先行きが不透明な状況が続くことが予想されます。特に影響が大きいことが予想される飲食業は町内に74事業所、運送業は105の事業所がございまして。

現時点では、来年度以降の臨時交付金等の情報が入っておりませんが、今後の状況を注視しながら対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 町全体の事業者が1,306業者あると。そして、そのうちの運送業者が105、飲食店業者が74店舗あるということでした。

コロナ禍の中、今まで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、様々な事業で支援をされました。しかし、この景気のあおりを受けて、まだまだ厳しい状況にあるのが地元の事業者であり、たくさんおられると思います。厳しいときだからこそ、地元の事業者などに耳を傾け、意見を聞いて、手を差し伸べるべきだと思っております。

最近、先ほども御紹介ありましたが、燃料費の高騰で運送業者やタクシー業者などが非常に経営が厳しいとのこと聞いております。また周辺自治体でも、運送業者や交通関係業者などに補助を行っているところも増えてきております。何とかうちも、当町も、国の交付金や基金を活用しながらでの対応になると思いますが、そういう対応ができないかというふうに思っております。その件に関しまして、当町の見解をお願いしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） このたびの生活応援地域商品券の発行に当たっては、何よりも全ての町民の皆様の生活を支えなければならないという町長の強い思いが込められております。それぞれの事業者様において影響の大小はあるかと存じますが、御理解をお願いいたします。

重ねて申し上げますが、今後の社会情勢、物価高騰、コロナの感染状況、国や県の支援策等など注視しながら、町としても状況に応じた支援策を検討してまいります。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 長引くコロナ禍で、飲食店もお客さんが減り、なかなか元の経営状況に戻りません。コロナ禍で失ったにぎわい、景気を取り戻すためには、行政の支援と協力と努力

が必要だと思えます。

年間10万人を超える参拝客が来る宇美八幡、最近ではメディアでおなじみになりました360度パノラマビューや歴史を堪能できる井野山、キャンプやバーベキュー、冬には難所ヶ滝の大つららが堪能できる一本松公園など、自然と歴史を有する場所が当町にはたくさんあります。

しかし、集客が事業に結びついていないのが現状です。近くにお土産屋さんが、また、お食事どころも少ない。

そこで、商工会や飲食店組合の下、事業に結びつけることができればと思っております。例えば、以前からもお話出ていましたが、一本松公園で弁当やバーベキューの販売、器具の貸出しも当然あるでしょう。宇美駅前での食べ物や物品の販売、宇美商店街、宇美八幡宮の中、井野山登山口までの通り道などで出店ができるようなスペースの確保ができればいいなと思っております。

そして、地域の業者が共同で町独自の商品を開発することを進めるなどして、各スポットに売場を設置するなど、商品販売や食べ物・物品販売もできるよう、活躍の場を行政で後押しできるような企画はできないでしょうか。

例えば、宇美町には酒蔵もありますし、おしょうゆ屋さんもあります。みそ屋さんもあります。こうじが共通になっておりますので、こうじを利用して新商品を開発するとか、そういった感じで宇美町の独自の商品を開発していただいて、売場で売る。ふるさと納税もあると思えますが、行政で後押しができないか、そのことに関して答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） ウイズコロナ、アフターコロナの観点から、町主催、共催イベントも今年度から徐々に再開をしている状況でございます。

JR九州との共催で開催しましたJR九州ウォーキングでは、宇美八幡宮放生会・商工まつり、井野山コースとして実施したところ、大変多くの方が町内外から参加をされております。

駅前広場での受付横では、飲食店組合さんが弁当の販売をされ、井野山登山口では、希望学園さんがお茶の配布を。また、井野山山頂付近では、有志の会の方々が作成されました井野山の缶バッジを参加者にプレゼントをされております。行政だけではなく、様々な立場の方々が町の魅力を発信することに関わってくださった、とてもよいイベントであったと思っております。

また、今年度は行政提案型共働事業で、町民や事業者などの様々な団体が21事業に取り組まれております。この中には、宇美68さんによる宇美八幡宮でのマルシェ、うみつくる研究所さんによる宇美駅前広場での「つくりばつくるば」、四王寺ロックフェス実行委員会さんによる県民の森野外音楽堂での四王寺ロックフェス、そして、つい先日の宇美町商工会による「うみ「駅サイティング」クリスマス」など、コロナ禍で停滞していた町民活動を盛り上げるとともに、創意工夫を生かして町の魅力を向上し発信する事業が行われております。このにぎわいや活力を止

めず、今後も継続してまいりたいと存じます。

また、先ほど触れられましたように、商工会や飲食店組合の御協力の下、新商品が開発された場合には、ぜひふるさと応援寄附の返礼品にするとともに、様々な方が関わるこうしたイベントの中で、町独自の商品を販売し、町内外の方が町の食べ物や商品を知っていただく機会を設けることは、非常に大切な取組だと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 行政提案型の様々な事業が、コロナ禍で行われるようになりました。

その中で、やはり私も先ほどありました音楽のロックフェスティバルが四王寺県民の森でありまして、そこに行かさせてもらいました。かなりの人が集まっています、そういう場所の集客——集客できるような場所を今後つくっていくべきじゃないかなと思っています。

県民の森じゃなくて、宇美町で言うと、一本松とか宇美駅などで定期的に野外音楽会を開いて、同時に集客と事業が結びつくような、また、町の魅力を発信できるような活性化と景気につながるような企画を町のほうでできないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） 先ほどの回答と重複しますが、今年度の行政提案型共働事業によりまして、町内には多くのアイデアや能力をお持ちの方がおられることが分かりました。そのような方々との共働を通して、宇美町の魅力ある場所でのぎわいをつくり出し、活気あふれる町の姿や町の魅力を発信し続けていくことが重要だと考えておりますので、このような取組をどのように継続していくか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 音楽のあるところには人が集まってきます。そういうところを、そういう場をつくっていただいて、そういう盛り上がる機運を高めていただければと思っております。

今年度は、先ほども御紹介ありましたけども、いろんなイベントが開催されました。3年ぶりの放生会・商工まつりをはじめ、井野山をコースに取り入れたJR九州ウォーキングなどのイベント、それからスポーツ普及事業、地域交流事業や宇美小学校PTAの事業、音楽に触れる事業、先ほども紹介がありました。

また、宇美駅前ににぎわいづくりのプロジェクトとして、宇美商工会と共働によりクリスマスイルミネーションの点灯やうみc a f eの開催、また宇美商業高校の生徒と商工会会員とがコラボして制作した、八並さん——デザイナーの八並さんがデザインをしたシャッターアートの除幕式もありました。

そして、本年も障子岳の塔ノ尾公園や、町内各地域などで盛大にイルミネーションが飾られ、周辺を明るくし、町のにぎわいを生み出していただいております。町民の皆様の方々ににぎわいを

生み出そうという機運は、ここに来て高まっていると思います。

当町も、町制施行100周年の節目から、新町長の下、次の100年に向けたスタートを切ったわけですが、今までスピード感を持って新たな施策にも挑戦し、推進されたことは評価できます。

しかしながら、今後も長引くコロナ禍と、先が見えない物価高による景気経済の悪化が懸念されます。当町として今できることを検証実行し、宇美町の方々がふるさと宇美町を誇りに、安心して暮らせる魅力あふれるまちづくりの実現に向けて、どう進めていくのか。今までの総括も含め、今後の取組について町長に見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 私は、これまで議会の中で度々、新型コロナウイルス感染症は戦争に次ぐような未曾有の危機であるというふうに発言をしておりました。

お話にありました2020年、令和2年に町制施行100周年の年を迎えましたが、その年に国内外でこの感染症が拡大し、私たちの暮らしが大きく変わったところがございます。緊急事態宣言が発令され、公共施設の休館、飲食店の休業や時短要請、大人数での会議の中止、また県をまたぐ移動の自粛など、多くの社会・経済活動が停滞をしておりました。

また、マスクもようやく屋外では原則不要とはなりましたが、マスク生活も現在まで長期化しております。

そのような矢先、今度は感染の第8波へ突入しているのではないかという見方も出ており、福岡県はもとより、日本全国で感染者が増えている状況でございます。

マスクで人の表情も見えなくなり、コミュニケーションが取りづらくなったという一方で、IGAスクールの環境整備やオンライン会議の導入など、デジタル化を促進する側面もあったのかなというふうに思っております。

現状を悔やんでばかりいても何も始まりませんので、創意工夫しながら何ができるのかを考えて挑戦することが大切であろうというふうに思います。

そのような中、先ほどお話にもありましたが、今年度実施されております、コロナに負けんばい！！元気うみ創造プロジェクトの21の共働事業は、まさにそれを具現化する取組であり、文字どおり「コロナに負けんばい！！」という意気込み、そして、宇美町は元気ですよということ町内外に発信していただいております、町民の皆さんのパワーをひしひしと感じているところでございます。

改めて私自身が勇気を頂いておりますとともに、なお一層、気持ちを引き締めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症が発症した2020年、令和2年から現在まで、新型コロナウイルス

ス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しながら、その時々、何が町民に求められ、そして優先して行うべきかを職員とともに考え、スピード感を持って対応してきたつもりでございます。

例を挙げますと、子育て世帯、小規模事業者、飲食店、交通事業者などへのピンポイントの支援やキャッシュレス決済、プレミアム付き商品券など消費喚起につながる事業、また小中学校におけるGIGAスクール環境整備や感染防止対策関係など、多くの取組を行ってまいりました。

今年度に入ってから、コロナの感染拡大の影響に加えて、世界的なエネルギー価格の高騰や食料品価格の物価上昇が深刻化し、その対応のため、上水道基本料金の減免や小中学校給食費の負担軽減、最近では宇美生活応援商品券の支給事業に取り組んできたところでございます。

今回の宇美生活応援商品券の発行に当たっては、国から配分された臨時交付金に加え、貴重な財政調整基金を1億1,000万円取り崩して実施をしております。それは何より、全ての町民の皆さんの生活を支えなければならないという強い思いからでございます。

今回の商品券は、約1億9,000万円が登録店舗で使用されることとなります。使用する人、また、その商品券を使用してもらう店舗、皆さんに喜んでいただきたいというふうに思っています。

また、この事業を実施するに当たっては、郵便局との協議の中で、繁忙期であることから、配達完了が当初は1月にずれ込むという話でした。物価高騰の影響が全ての町民の皆さんに及んでいることを鑑みたときに、今こそスピード感にこだわって、お正月を迎える前に何とか配ることができないかということを担当職員に話したことを覚えております。職員は何度も郵便局と交渉したというふうに聞いております。その結果、郵便局にも御協力を頂いて、年内に配達完了の確約を取ることができました。

事業の効果及び総括ということでございますが、ただいまるとして申し上げましたが、事業評価については、議会や町民の皆さんにお任せするとして、まだまだ不透明な状況が続くことが予想されておりますので、今後のコロナの感染状況や物価高騰の推移を注視しつつ、国や県の支援策等をフルに活用しながら、今後もタイムリーな支援策を実施してまいり所存でございます。

この新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機を、何とか町民の皆さんと全員で乗り越えてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き議会の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） このコロナ禍、物価高の中で、できるだけことはスピード感を持って、町長をはじめ、行政の方はされていると、そういうふうに認識しております。

今後、町の活性化は全ての施策につながっていると思っております。事業者の景気向上や企業の誘致、また定住促進、人口流入で税収のアップもできると思います。そしてまた地域のつな

がり、そういったことも反映されてきます。こういうときだからこそ、町民や地元事業者などに耳を傾けて、行政に力を発揮していただきたいと申し上げ、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 次に、災害に対する備えはと題し、質問してまいります。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で、災害を最小限に抑えるために、日頃から防災意識を持ち災害に備えるとともに、地域ぐるみで防災体制を確立していくことが大変重要だと思っております。

全国どこでも起こり得る地震や水害などの自然災害、特に地震大国日本においては、いつどこで地震があってもおかしくありません。全国各自治体でも、南海トラフ巨大地震をはじめ、想定外の災害に対して備えが進んでおります。災害を正しく理解し、災害発生時にどう行動するか、そのため事前にどう備えるかを知っておくことは大切です。

我々総務建設常任委員会でも、10月の13・14の2日間で、視察研修に行かせていただきました。当町も宇美断層を抱え、今後の災害に備えるために、東日本大震災の影響を受けた福島県矢吹町と鏡石町の2町の視察をさせていただきました。そのときは、危機管理課の安川課長も同行していただきました。ありがとうございました。

両町とも、平成23年3月、東日本大震災により、家屋の半・全壊被害のほか、公共施設の被害や商工業関係が大きな被害を受け、後世に伝えるために制作された東日本大震災記録誌を拝見し、未曾有の大災害であったことを確認いたしました。

鏡石町では、会期中に震災があつて、議場の天井が落ちたというような、そういった場面も写真で拝見させていただきました。その後も、震災復興の中、令和2年度にも再び震度5の地震に見舞われ、被災されたとのことでした。

まず初めに、矢吹町では、復興後の防災備蓄倉庫の視察をしました。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害が発生した場合の初動対応及び長期避難並びに災害対応協定締結市町への応援物資の保管を目的とし、多くの備品の備蓄が整備され、備えてありました。

当町も、災害対策用資機材、備蓄品も数多く整備されています。

そこで、当町の防災備蓄倉庫の備蓄内容と、視察先の防災備蓄内容との検証をされての所見を担当課に聞きたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子） 安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。当町の備品内容、備蓄内容につきましては、福岡県備蓄基本計画を参考に……。

○議長（古賀ひろ子） 暫時休憩に入ります。

10時31分休憩

.....
10時49分再開

○議長（古賀ひろ子） マイク機器の不具合により暫時休憩しておりましたが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。当町の災害に対する備蓄倉庫の備蓄内容と、視察先で見学した先の備蓄品についての見解というお尋ねでございました。

当町の備蓄内容におきまして、福岡県備蓄基本計画を参考に水、食料、粉ミルク、紙おむつ、生理用品、タオル、毛布、仮設トイレ、パーティション、ベッド、発電機、土のう、ブルーシートなどを備蓄しておきまして、今のところきちっと整備ができていると、品目については思っております。視察先と比べましても遜色ないものと思っております。

ただ、災害の大きさによりまして備蓄品が不足するとか、そういったこともある可能性もございます。そういった場合は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結しております。この協定書によりまして、物資が不足する場合には、物資の提供を県のほうに要請するようになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 当町も備蓄倉庫ができまして、しっかり整備されていると私も思っております。今後ともよろしく願いいたします。

次に、視察先の両町とも災害時の断水を経験されて、飲料水の確保のために上水道と直結した耐震性飲料水兼用貯水槽が整備されておりました。いざというときの飲料水の確保ができるようにと整備されていましたが、これも常に循環しているために衛生的にはできているということでしたけれども、当町も万が一のための飲料水の確保ができるよう対策する必要があると思っておりますが、災害時の対策はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。飲料水の確保についてということでございますので、上下水道課のほうから回答をさせていただきます。

耐震性の飲料水兼貯水槽につきましては、以前より施工規模や機能につきまして存じ上げていたところでございますが、当町では管路の耐震化補強に重点を置きまして施工を進めているところでございます。

飲料水の確保につきましては、災害の規模にもよりますが、地震等の自然災害や水道施設の事故など、水道水の供給が困難になった場合または困難になると予想される場合におきましては、

福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書に基づきまして、相互間応援を円滑に実施することとして、福岡市をはじめとした福岡都市圏21事業者と協定を締結しているところでございます。

相互間応援の内容といたしましては、給水車などの応援給水活動や職員派遣による応援復旧活動、また応急給水資機材の提供、そして都市圏内における応援送水などを行うこととしており、災害時をはじめ、緊急時における飲料水の確保に努めることとしております。仮に大規模な地震等の自然災害が発生した場合は、福岡都市圏の被災も考えられますので、その際は日本水道協会を通じて九州各県、また全国規模での相互間応援を受ける対応となります。

なお、小規模にはなりますが、非常時の応急用給水として、一本松公園にある河原（ごうら）のしずくの活用も行うこととしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 様々な協定を結ばれて水に対する対策ができていると思っております。

地震とか大きな災害があったときは多分、道路も寸断されてなかなか輸送するのに困るような状況になると思います。いざというときには河原の、一本松の水をということを今言われましたが、愛媛県の宇和島市で指定避難所に防災井戸を整備しているところがあるそうです。当町も、そういうことを検討する余地はあるでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 避難所の運営に際して水道の確保というところで、それは当然もう十分に検討する必要はあるかと思えます。避難所におきましても、この公共施設を幾つか指定しておりますので、町全体で水の確保というのは今後検討をさせていただきたいなとは思っています。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） それでは、次に、両町とも災害時にガソリンの入手が困難であったということでありました。災害時にはやはり車両が必要です。ガソリンを優先的に入手できるよう、燃料業者との災害協定を結んでおくことが重要だと思っておりますけれども、現状はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。現在、ガソリンスタンド等との協定は締結しておりません。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） していないということでよかったですかね。今後どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 福岡県の備蓄計画にも、こういった燃料関係はちょっと含まれていない状況で、当町においても町内のガソリンスタンド等とは協定は結んでおりません。

今後この燃料関係については、ちょっと調査・研究して検討をしていきたいと思います。当然、災害時には必要な資源になりますので、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 続きまして、その他の自治体や諸団体との防災協定の締結の状況を教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 防災協定の状況でございますが、例えば福岡県の消防応援協定書、避難所施設利用に関する協定書、災害廃棄物の処理等に関する協定書など、自治体や各種団体と職員の派遣、資機材及び物資の提供、災害応急対策や災害復旧のための防災協定を24件ほど現在は協定を締結している状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） はい、分かりました。

次に、最近SDGsという言葉をよく聞きますが、もとは2015年9月に開かれた国連サミットで、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されたことに遡ります。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現へ30年までの具体的な指針として17の目標が示されました。

15年3月には仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で「仙台防災枠組2015－2030」が定められ、誰も置き去りにしないインクルーシブ防災の考え方が提唱されました。インクルーシブ防災とは、障がい者や高齢者なども含め、一人も取り残さない防災という理念であります。

過去の災害でも、障がい者や高齢者は、健常者や若者に比べて死亡率が高くなっています。地震で言えば、耐震性が劣る家屋に住む人の割合が高く、避難に時間を要し、持病のため、避難後に体調を崩す人も多いからであります。

これを避けるために、被害を受けないための安全な場所への移住や家屋の耐震化と家具の転倒防止、食料や水の備蓄などの事前対策の促進、災害発生前後の早期避難の支援、災害後の避難時の環境づくりなどが重要になります。中でも、災害から守った命を避難生活の中で失うことは何としても避けたい。福祉避難所などの整備が肝要です。災害時にもダイバーシティを重要視し、誰も取り残さない地域社会をつくっていくことが必要であります。

そこで、当町が取り組んでいるインクルーシブ防災の対策をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 障がい者、高齢者を担当しております健康福祉課のほうから回答させていただきます。

インクルーシブ防災対策につきましては、1つは、避難行動要支援者名簿を作成しております。健康福祉課で保有しております要介護認定や障害者手帳などの情報を基に、災害時の避難に関する調査を実施いたしまして、避難に支援が必要である方をリストアップいたしました。

今後はケアマネジャーや民生委員等の協力を得まして、災害時に支援していただける方を確保し、個別避難計画を作成するとともに、同意が得られた方の情報を自治会や関係団体と共有し、連携協力を進めてまいります。

次に、聴覚に障がいのある方が避難された場合、手話通訳者と避難所を結んで遠隔手話通訳を行うためのタブレットを各避難所に配置しております。

また、福祉避難所として現在はうみハピネスを指定しておりますが、うみハピネスで対応できない障がい者等に対応するための避難場所として、町内の福祉施設に御協力いただくよう現在協議を進めているところでございます。

いずれにしても、地域との連携が必須でございますので、今後、ケアマネジャー、介護・障がい者の福祉事業所や自治会等に対する説明の場を設けまして、御理解、御協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） このインクルーシブ防災対策というのは、やはり地域との連携が一番大事ななとは思っておりますが、その辺はしっかり取り組んでであると認識しました。ぜひよろしく願いいたします。

中国の故事に記される防災の格言で「安きに居りて危うきを思う、思えばすなわち備えあり、備えあれば憂いなし」とありますが、災害対策基本法の規定に基づき、防災基本計画があり、自治体で立てる地域防災計画などがあります。

それに加えて、地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について、柔軟に規定できる制度となっております。

そして、地震や水害などのリスクに加え、人口減少や少子高齢化、気候変動に伴う気象変動の激甚化やカーボンニュートラルによる備え、またエネルギー、食料、水の確保など課題は多い。これらに加え、コロナ禍の感染症、エネルギー対応、それから食料危機、通信障害など、これまで想像しなかったことが起こり得ます。私たちは、住まい、職場、電気、ガス、上下水道、通信、交通などに依存しています。これらが欠けた生活を想像すれば個人の対策は始まります。

災害時に行政ができることは限りがあります。そこで必要になってくるのが身近な地域ぐるみの助け合いです。阪神淡路大震災では、倒壊した瓦礫の下から多くの人が、家族や地域の皆様の協力により救出されました。約8割が近隣住民の方などによる救出であったそうです。

また、救助・消火活動のほか、避難所や仮設住宅の生活においても、地域による力は大きなものとなりました。災害時は、こうした身近な地域での助け合い、自助・共助を円滑に行うためにも地域の自主防災組織の役割は大変大きいと思います。自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る。この視点に立てば、町よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。

しかしながら、制度の普及、啓発活動について行う必要があるが、行えていないと答えた自治体が多く、隣近所の希薄化や自治会離れなどが懸念される中、抑止のためにも必要不可欠だと思っております。

そこで質問いたします。地域コミュニティ単位の地区防災計画の策定の現状と今後の進め方を教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。現在9つの自治会で自主防災組織が設立されております。

また、その自主防災組織が実効性のあるものになるよう、それぞれの組織の訓練の実施計画や防災組織計画が作成をされております。

町といたしましても今、地域で自治会、各コミュニティを対象として防災会議を開催しております。その中で今後、自主防災組織ができて、その組織の中で地域に応じた地域防災計画を整備するという運びになると思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 防災理念を支える4つの柱では、中でもやっぱり助け合いだと思います。自助・互助・共助・公助に加えて、近助であると思います。自分の命は自分で守ることを基本とし、日頃より隣組のように近くで助け合うことが大事だと思っております。自分の町は自分で守ろうという思い、近助を想定した訓練も大事だと思っております。

今、9つの自治会で自主防災組織があると言われていました。今年度は防災意識を高めるために、各小学校区コミュニティで防災訓練が行われたということでした。その中で、自主防災組織の活性化と人材育成強化のために防災士の資格を取っていただき、消防団との連携により、持続的な防災訓練や避難所運営も地域の力で実行できるよう実施してはと思います。災害対策用の資機材が豊富にあったとしても使いこなせなければ意味がありません。

我が地域は——我が地域・我が家を守るため、住民参加を積極的に促すことが大事だと思いますが、見解は。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼します。黒川議員が言われるように、町が目指すところが、まさに自助・共助の部分の力を高めるところになります。

現在、自治会や校区コミュニティ単位で防災会議を行いまして、今年度でもう16回以上開催しているわけなんです。自主防災組織の設置に向けて今、協議・検討を進めております。その中で、防災講座や避難訓練などをそれぞれ地域のほうで実施をされております。防災意識の向上も高まっているというふうに感じております。

自主防災組織の設置・運営につきましては、当然、人材の確保・育成は不可欠になります。言われます防災士も大変重要な役割だと思いますし、町も補助を出しておりますので、積極的に防災士の資格を地域の方に取っていただきたいというお話もさせていただいております。

また、地域の防災の核となる消防団員の確保についても重要だと思っておりますので、それも引き続き行っていきますし、どちらにしましても災害の意識の向上を図り、人材を育成しながら、地域の防災力を高める取組を今後も地域に出向いて、地域の皆様と一緒に作り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 防災意識をしっかりと町民の方に持っていただいて、共に助け合いながら、この防災に向かっていきたいと思えます。

自主防災組織の中で、消防、このOBなどにも御協力を頂き、少子高齢化が進む中、防災・減災の最前線を担う人材確保が必要でありますから、ぜひ行政のほうでバックアップしていただきたいと思えます。

最後に、常任委員会の視察の中で、福島県鏡石町で大地震により一般道が寸断され、支援物資の輸送が難しい中、高速道路のスマートインターが支援物資輸送に重要な役割を果たしたということをお聞きしました。

当町も今後、道路整備事業が必須であると思えますが、同時に高速道路のスマートインターの設置についても今後考える余地があるのではないかと思います。当町を流通の拠点として交通の利便性と企業誘致、また人口流入など、そして災害に対する有効な備えにもなると思えますので、今後の検討をお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号5番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） おはようございます。2番、安川禎幸です。

私の質問は、消防団を持続可能な組織にするためにという質問で、先ほど黒川議員が質問されたことに関連してくるのかなあというふうに思うところでございます。

令和4年も残すところ、あと僅かとなりました。私が今年見た映画の中で、一番面白かったという映画は「シン・ウルトラマン」でした。これは子どもが見に行きたいと言ったので私も一緒に見に行ったんですけども、実は私、小学生の頃ですかね、ウルトラQとかウルトラマンとかを見ていまして、いわゆるウルトラ世代なんですけれど、映画の中にゼットンとか怪獣が出てきまして、思わず私のほうが見入ってしまったというところでした。

その中でちょっと印象的なシーンがございまして、映画の冒頭に山梨県の山村に怪獣が現れると。その中で住民が避難しているんですけど、その避難誘導をはんてんを着た消防団員がやっている。ああ、消防はここもおるねえというところで非常に私は、頑張れよとか、けがしたらいかんよというふうになんて応援してしまったというところなんです。

それから、本屋さんへ行ったら——今、私が読んでいる本はこういう本なんですけれど、「ハヤブサ消防団」という本、この前TSUTAYAへ行ったらベストセラーの第7位ぐらいになっていましたが、半沢直樹を描いた作家の池井戸潤さんが書かれている本、なかなか今売れているみたいなんですけれど、ちょっと買って今読んでいるんですけど。消防団員が管轄で発生した連続放火事件の謎を解く、謎を追うというようなストーリーになっていまして非常に面白い。非常にこういうふうなところで何か話題になっているのかなあと思うところなんです。

さきの東北大震災においては、火災活動はもとより、避難誘導、救助活動、行き先不明者の捜索に消防団が当たりまして、結果として200人以上の殉職者も出しているというふうになっております。消防団の活動が再認識されたというところじゃないかなあと思います。このように消防団というのは何か日本の情景に溶け込んでいる、その一部になっているのかなあというふうに思うところなんです。

近年、全国各地で発生しております地球温暖化による気候変動に伴う大規模な災害の発生、あるいは今後予想される大地震など、地域防災はますます重要度を増しております。

2021年3月に策定されました、第6次総合計画の後期実践計画によれば「地域防災の体制強化に努め、消防・防災力については消防本部（署）と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努める」となっております。

今後の災害への備えや対応について、この消防団、それと自主防災組織は、地域防災の要になるというふうに思っております。また、地域に密着した消防団の活動がますます重要になってきております。

一方で、全国的な人口減少や少子高齢化など、社会構造の変化などにより、今後の消防団員の

不足が懸念されるどころです。消防団を将来にわたり持続可能な組織にするために、今のうちに対策を講じる必要があるのではないかというふうに考えております。これが今回の質問の趣旨です。

それでは、質問に移ります。先ほど消防団と自主防災組織という話が出てきましたが、まず、この自主防災組織の状況について、先ほどの黒川議員の質問と重複するかもしれませんが、まずはお尋ねしたいと思います。

自治会、コミュニティによる自主防災組織も増えてまいりましたが、宇美町の自主防災組織の結成の状況及び活動内容についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川危機管理課長。

○危機管理課長（安川忠行） 失礼いたします。自主防災組織の現状につきましては9か所、自治会に自主防災組織がございます。それぞれ今、防災会議、防災訓練等を地域で行っていただいておりますが、取組の事例としまして、原田小学校区コミュニティにおきましては、中学生と地域の住民と合同で避難訓練を実施、また小中学校と自治会との合同で自治会防災ハザードマップの作成、在宅避難訓練、防災啓発の展示等を行っております。

宇美小学校区コミュニティにおきまして、管轄消防団と住民との合同で避難訓練の実施、地域防災倉庫の設置、桜原小学校区コミュニティにおきましては、避難所運営設置の机上訓練を行っております。

宇美東小学校区コミュニティにおきましては、避難に関するアンケートの実施、地域防災倉庫の設置、避難時の連絡体制の構築、井野小コミュニティにつきましては、校区コミュニティ、自主防災組織協議会の来年4月の設置に向けて各自治会が進めておられます。

明治町自治会におきましては、自主防災組織主催によります防災キャンプを実施しております。

平成自治会におきましては、自治会と消防団と共同で避難訓練の実施と避難に関するアンケートの実施、下宇美自治会におきましては、校区内のハザード情報の共有、これも自治会と消防団の協力でやっています。それと災害時情報伝達訓練の実施。

宇美東自治会におきましては、避難訓練の実施、防災研修会の実施、山ノ内自治会では防災研修会の実施というところで、それぞれ地域が主体的にいろんな防災訓練等を行っている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。非常に活発に活動していらっしゃるというふうに考えます。

私は原田小学校区コミュニティのイベントに参加させていただきましたが、星空映写会で映画の上映も併せて行われていたのですが、防災マップあるいは防災用品など非常にバラエティーに

富んだ展示がしてあります。それも写真とかじゃなくて現物が展示してありまして、あと動画の上映やイラスト等で分かりやすい説明もなされておりました。防災意識を高めるのに非常に効果があったのではないかなあというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、第6次総合計画後期実践計画では、施策の方向として「消防・防災力については消防本部（署）と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努める」となっております。地域防災における消防団と自主防災組織の位置づけについてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 宇美町地域防災計画の中に自主防災組織整備計画を位置づけております。自主防災組織では、連絡協議会を設置し組織化するもので、消防団はその本部の中の位置づけとして、お互いに協力し合う組織として位置づけをされております。大規模な災害などに的確に対応するため、地域防災力の中核となる消防団を維持・拡充するとともに、自主防災組織の育成、活動の活性化支援を行うことが必要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。自主防災組織と消防団、この2つは地域防災においては、車の両輪としての活躍を期待しております。

それでは、次の質問です。今年は3年ぶりに消防ポンプ操法大会が開催されましたが、3年のブランクを感じさせない見事な操法を拝見させていただきまして、非常に頼もしく思ったところでは。

また、新宮町消防団が全国大会で優勝したといううれしいニュースもありまして、糟屋地区の消防ポンプ操法技術の高さを内外に知らしめることができたというふうに思います。

一方で、以前は3チーム出場しておりました分団が1チームの出場となっていたり、あるいは選手がチームを掛け持ちして出場していたり、見ていてけがしたりせんかなあというふうに非常に心配もしておりました。近年、団員不足がだんだん顕著になってきたのかなあと感じているところでございます。

そこで、宇美町消防団の現在の団員数の状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 全国的に消防団が減少しているというふうに言われておりますが、福岡県の消防年報では、これは令和3年4月1日時点ですが、消防団数が73、分団数が716分団、10年前と比較すると19分団が減少しているというところになります。

消防団員におきましては2万4,274人ですが、前年度と比較して235人減少していると

というような状況でございます。

当町におきましては、消防団の条例定数では197名となっておりますが、近年5年の団員数としまして、平成30年が157名、平成31年が161名、令和2年が151名、令和3年が156名、令和4年が144名、現在144名という消防団員数になっております。傾向としましては、少しずつ減少しているというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 全国的な傾向と。だんだん減少しているというところですね。

それでは、その消防団員確保の対策についてお尋ねします。現在の消防団員の加入あるいは加入の勧奨などはどのようになされているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 消防団員の加入の勧奨につきましては、うみ広報で毎月、消防団募集というのを載せていますし、2か月に1回「宇美町消防団ここにあり！」というようなPR広報を出しており、そのほかにはSNSを使って消防団の活動を紹介するとともに、消防団員募集の掲載も行っております。

また、各分団が独自に消防団員募集のチラシを作成し、各家庭に配布したり、地域の方を招いて消防団員募集についてのPRを行ったりと、分団ごとに工夫しながら勧奨を行っている状況でございます。

町全体の取組を行ってきた経緯としましては、過去に防災フェスタ等を実施して消防団のPRというようなことも行ってきましたが、今後も様々な場面で消防団のPRを行い、また勧奨を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 各方面へのPRあるいは各分団も頑張っているようですね。

世の中の変化もありまして個人主義が蔓延しまして、なかなか自治会にも入らないという方々も増えているという状況ですが、どうか頑張ってくださいというふうに思います。

次の質問ですが、第6次総合計画の取組の中で「消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のための機能別消防団員の導入の検討を進める」というふうにあります。ここでいう機能別消防団員というのはどういうものか。また、その検討状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 機能別消防団員におきましては、能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員を指します。例えば、女性消防団員であったり、消防のOBの団員であったり、そういった方が対象になるというところになります。時間帯を限定した活動や特定の災害

の種別のみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されているという状況でございます。

当町も消防団員の減少に応じて、要は災害に備えて消防団員の確保というのは大変重要だと思っております。機能別消防団員につきましても例えば、女性消防団員、糟屋地区で見ますと、宇美・志免・須恵の3町を除くほかの地区につきましても10名から15名ぐらいの女性消防団員がいるというところで、そのほかにも消防のOBの団員とかございます。

また、災害時の災害団員といいますか、そういったことも1つの手段としてございます。機能別消防団員につきましても、現状の消防団員の確保とともに、引き続きこれも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。この機能別消防団員は今後、何か検討する余地があるのかなあと思うところです。例えば思うのは、学生さんが高校を卒業して大学や短大、専門学校に通う方がおられますが、学生の団員って今までも結構いたと思うんですけども、卒業したら就職して町外へ出るというケースが多かったのかなあと思います。

その消防団員のメリットじゃないですけど、報酬とか出動手当が保障されていたり、また大学、学校によってはボランティア活動が単位として認定されるというところもあるようですので、その辺りをPRしたらどうかなあというふうにも思うところです。短期間でも入団してもらえれば戦力になりますし、そのまま就職後も続けてもらえればもっといいかなあというふうにも思うところです。

それでは、次の質問に参ります。以前、町立の神武原幼稚園というのがございました。今の柳原保育園のところにあっただけですけど、そこに幼年消防隊という組織がございまして、子どもたちがおそろいのはっぴを着て防災のイベントに出たりとかいうところをしておりました。

子どもや小学生たちにとっては消防団もですけど、消防車は大人気で、イベントのときに消防車で駐車しとったら「一緒に写真撮って」とかいう姿をよく見るところです。そういうところから見ますと、何か子どもたちに対するPRとかいうのもいいのかなあと思うところですけど、子どもたちに対する防災教育や啓発の状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川課長。

○危機管理課長（安川忠行） 消防団では、各地域の防災訓練等に参加しまして消火器訓練等を行って、そのときに子どもたちに消防車に乗ってもらったり、消防服を着て消火活動のまねごとをしたりとか、そういったことをやってもらったり、また自治会等の要望性に応じて地域の祭りなどの行事に積極的に参加しまして、そこでもやっぱり子どもたちとの触れ合いを行って消防団のPRを行っているという状況になります。

小学校においては発達の段階に応じて、安全教育の中で防災についての学習も行っております。宇美小学校では、子どもたちで作成したオリジナルのハザードマップを使って学習をしたり、宇美東中学校では、NHKアナウンサーによる防災教育を行ったり、保育園につきましては、防火週間に幼年消防クラブ活動の一環として防災はっぴを着て通園するなど、様々な場面で子どもたちの防災についての啓発を行っているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。やはり子どもの頃からの防災教育の一環で、消防団に親しむというところはよい試みかなあというふうに思います。

もう少し踏み込んで例えば、宇美町消防団の伝統保存会とかございますけれど、太鼓を一緒にたたいてもらうとか何かそんなイベントとかも、子どもたちと交流するとかいうイベントも考えてみたらどうかなあと思うところがございます。

それでは、本日質問してきました諸問題や今後、発生するであろう課題をなかなか消防団だけで解決するのは難しくなってくるのかなあと思うところです。今後、消防団を50年、100年、持続可能な組織にするために町や住民全体で問題の課題を共有し、協力して解決する必要があるのではないかと思うところです。

これらの問題を論議するために現役の消防団、消防団のOB、自治会やコミュニティといった地域の方々あるいは消防署、町の関係者による今後の消防団を考える会議を設置してはどうかというふうに考えます。

この会議の中で、本日質問してまいりました地域防災における自主防災組織と消防団の連携とか、あるいは一番重要な団員確保の問題、そのほかにも以前、議会で質問が出ておりました消防団員の運転免許の問題、これは法律改正で車両を運転できる団員に限られるというところで免許を取得する必要があるという問題です。

それから、長期的に見ますと、人口減少を見据えた団員の定員や分団数の見直しの問題、それに伴う消防車庫や車両等の装備の更新等を論議して、町に提言を頂くような機関にしてはどうかあというふうに考えるところです。

そして、団長をはじめ、団員の方々と話をしていると、本当に皆さん、いろいろな思い、いろいろな活動を考えていらっしゃいます。そういうふうな意見をぶつける、あるいは反映させる場になったらよいのではないかなあというふうに思うところです。

また、団員の方々と話ししていつも思うんですけど、皆さん、いろいろなアイデアを持っていらっしゃいます。例えば、団員確保について以前、私が若い団員と話をしていましたら、消防団を何か「トップガン」みたいなイメージにしたらどうでしょうかと。ジャンパーをMA-1みたいなジャンパーにして、そして、それでプロモーションビデオとか、そんなのを作ったらどう

ですかねとかいう突飛な何か考えを持っていたり、非常にイメージが変わって面白いのかなあと思ったところですが、従来の発想にとらわれない新しいアイデアが出てくるんじゃないかなあとも思うところです。

つらつら話してまいりましたが、最後に、町長にお尋ねします。町長が掲げてあります5つのビジョンに「あらゆる災害に強い安心・安全なまちづくり」を掲げてあります。その核となるのが消防団ではないかなあとと思います。

今後の消防団を考える会議の設置や、あるいは今後の町の防災体制や消防団についての考えを聞かせてください。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） ありがとうございます。先ほど来、消防団、子どもと触れ合ったり、防災フェスタで、子どもにまずそういうきっかけを与えたらどうかというお話いただきました。

私が住んでいるところも消防団が防火週間に回ってきてくれています。私の子どもが小さいときは、あっ消防車が来たと言って窓から手を振るんです。そして子どもが2階に上がるまで、消防団員待っていてくれるんです。手を振って、消防団かんかんかん鳴らして来たって言うんですけど、大体9時とか9時半なんですけど、子どもも大きくなりまして、その時間には家にも帰ってこんごとなっております。

冗談はさておきまして、私も安川禎幸議員と同時期に消防団に17年間在籍をしておりました。その重要性は十二分に理解をしているところでございます。

非常備の消防機関である消防団は、地域の密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かしながら、発災時には消火活動、警戒活動、救助活動等を行うとともに、平常時においても、町民への火災予防啓発活動などを担っていただいているところでございます。

また、近年多発しております大雨についても、警戒活動などをしていただいております。私はもちろん町民の皆さんにとっても大変心強い、頼もしい存在であると認識をしておるところでございます。

先ほど、安川議員からもありましたが、今年の全国消防操法大会は福岡県代表として出場した新宮町消防団が優勝し、見事日本一に輝くという、うれしいニュースも飛び込んでまいりました。宇美町消防団も県大会出場や全国大会を目指して、夏の暑さに耐えながら日夜訓練をしていただいたところでございます。

日頃から献身的に消防活動に取り組んでいただいておりますことに、改めてこの場を借りて感謝と敬意を表したいと思っております。

一方で、先ほど担当課長から答弁いたしましたように、団員数は、条例の定数に対して定員割れの状況が続いており、毎年減少の一途をたどっております。何だかの手を打たないと、このま

まじり貧になってしまう可能性が高いというのも事実でございます。

加えて今年の4月1日現在が144名消防団員がいるわけですが、そのうちの約3分の1にあたる45名は、町外の居住という、そういうところも若干気になるころではございます。

ただこれについては一長一短ございまして、45名の方は、その多くが宇美町で働いてある方だというふうな認識がありますので、昼の災害であったら、火事については、その方々がやっぱり活躍していただいているものかなと思います。

そのような中で、もう1つの側面としまして、消防団を卒業されたOBの方々は、退団の後、自治会や小学校区コミュニティ運営協議会の中心として担っていただいているという側面、地域づくり、まちづくりを担っているという側面があるのではないかと、地域づくりという視点からも、やはり消防団については、消防団卒業後も大変重要な役割を担っていただいていると考えるところです。

そのような中、地域防災力の中核となる消防団の継続維持していくためには、議員御提案の今後の（仮称）消防を考える会議の設置は、非常に有効であろうと思います。現役消防団員はもとよりOBや地域の方々、また若者、女性、多くの知恵を集結させ、消防団の活性化や将来の展望について発展的な議論ができれば、素晴らしいことであるのではないかと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。

心がぽかっと、ぽかぽかとしておりますが、戦後、GHQの施策によりまして、民主化が進められまして、その上に今日の日本の平和と繁栄があると思うわけですが、同時に日本人が失ってしまったものもあるのではないかなと思います。

個人主義が蔓延しまして、元来日本人が持っていた助け合いや思いやりの精神が失われつつあります。その精神を色濃ゆく残し、本来日本人が持っていたよき部分を体現している、その1つが消防団ではないかなと思うところです。

本日、消防団の質問をさせていただきましたが、宇美町議会、動画配信も始まっておりますが、動画を視聴されている皆さんで消防団に入ろうかな、あるいは興味のあるという方はぜひ役場まで連絡いただけたらと思います。宇美町消防団、皆さんお待ちしておりますのでよろしくお願い致します。

伝統あります宇美町消防団が今後も団員一同健勝で御活躍されますように、また未来の宇美町が、より一層災害に強い安心安全な町になりますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了いたします。本日は御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号6番。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 皆様、お疲れさまです。5番の平野龍彦です。それでは通告に従い一般質問に入ります。

私は、平成30年12月の定例会でも、イノシシ被害防止につきまして質問をいたしております。したがって、今回は4年ぶり2回目の質問となります。検証またはおさらいになるかと思えます。なお、本日質問をする内容につきましては、被害を受けている方々の声でありますことから、どうか重く受け止めていただくよう冒頭申し添えておきます。

それでは本題に入ります。

本日の質問事項はイノシシ被害が拡大をする中、これ以上の被害ゼロ、被害ストップを目指し、イノシシ被害防止対策特別宣言を早急に打ち出し、安心安全なまちづくりの推進を図るべきではないかという観点から、お手元に示す①から⑤までの質問を、順次通告に従い行ってまいります。

それでは、質問の要旨に入りますが、その前に一言、宇美町の要請に伴い、四六時中、先頭に立ち捕獲活動に従事をされている宇美町猟友会の皆さん、糟屋郡猟友会の皆さん、実施隊の皆さん及び宇美町の担当職員の皆さん、消防団員の皆さん、そして警察の皆さん方の献身的な苦勞に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

では、要旨に入っていきます。

今年の8月の19日午前10時30分頃、井野山登山道入口付近において出沒したイノシシと登山者が至近距離で遭遇をしております。その後、イノシシは住宅街の生活区域まで活動を広げ、白昼堂々と姿を現しました。

今日まで、町内各地で深刻な農業被害を拡大させてきたイノシシは、昨今では、通勤時の生活車両への激突をしております。もはや農業関係者に限らず、住宅街の住民を一段と不安にさせております。

このような形で、安全安心を脅かすイノシシ被害は住民の日常生活にとっては、もはや命の危険もある存在になっています。イノシシ被害は、もはや取り返しのつかない危険水域にいつのまにか突入をしているのかも分かりません。

それでは、①の質問から行いたいと思いますが、少し何点か先に伺いたいことが幾つかあります。

まず、1点目イノシシの捕獲頭数について伺います。

イノシシの出沒は農業地域に限らず、皆様がお住まいの住宅街や子どもたちの通学路まで、その出沒の活動範囲を拡大しております。私のイノシシの被害拡大というのは、イコールイノシシの生息頭数の増加にあると認識をしております。この方程式が続く限り、イノシシの被害は永遠に収まることはありません。

そこで、本町を取り巻く市町村のイノシシの捕獲頭数について、どのようになっているのかを、一番にお伺いしたいと思います。まず初めに宇美町、そして粕屋地区協議会5町ありますが、そしてお隣の太宰府市、過去5年間におけるイノシシの捕獲頭数について、もし把握しておられれば御説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 失礼いたします。本町の過去5年の有害鳥獣捕獲頭数は平成29年度が58頭、平成30年度が40頭、平成31年度31頭、令和2年度64頭、令和3年度86頭でございます。

次に、粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会での捕獲頭数は、平成29年度が302頭、平成30年度226頭、平成31年度218頭、令和2年度275頭、令和3年度343頭でございます。

太宰府市につきましては、平成29年度245頭、平成30年度204頭、平成31年度250頭、令和2年度282頭、令和3年度183頭でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

2点目です。過去5年間のイノシシ捕獲の具体的な取組、そして検証について伺います。

被害が拡大する中、本町は具体的にこの5年間、捕獲などどのような取組をしたか、そして検証についても伺いたいと思います。私が平成30年の12月に、この席からイノシシ被害防止対策を質問したときは、人にかみついたりはまだしておりませんでした。激突事故もなかったと認識をしております。

では伺います。この5年間の本町の具体的な取組内容についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） まず、捕獲等による取組といたしまして、猟友会に捕獲を委託し、銃器及び箱わなによる鳥獣の捕獲活動をしております。

また、防護柵の設置に関する取組といたしまして、宇美町猪被害防止対策補助金の町単独補助事業がございます。こちらは令和3年度に要綱を見直しまして、補助率を4分の1から2分の1へ格上げし、上限額を3万円から10万円に改正しております。内容は侵入防止柵などの材料費となります。

このことにより、今年度11月末時点で7件の申請があっておりまして、昨年度4件の申請から上回っております。

このほかには、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵と侵入防止のワイヤーメッ

シュ網を、希望集落に自力施工で施工いたしております。

生息環境管理その他の取組といたしまして、実施隊が中心となって山間部周辺の農地の草刈りを定期的に行うなど被害の軽減を図っております。目撃があった場合は職員で巡回を行い、遭遇した場合は追い払いなどを実施しております。

検証につきましては、猟友会と狩猟免許所持者の農家の方による捕獲活動を行っておりますが、狩猟免許所持者が少なく、捕獲活動に限りがございます。また狩猟免許所持者の年齢層に偏りがあり、今後、若年層の新規狩猟免許取得の推進をしていく必要があると考えております。このことにおきましては、全国的な問題ともなっております。

次に、防護柵につきましては、設置した後は一時的に被害が減りますが、柵の下を掘って侵入するなど、設置した柵の適正な維持管理を徹底していく必要がございます。

次に、生息環境管理その他の取組につきましては、草刈りの範囲が広く人員確保に苦勞しているところがございます。巡回中に遭遇することはほとんどございませんが、遭遇した場合は、迅速に対処できるよう、追い払い方法などについても周知を徹底する必要がございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） はい分かりました。次に行きます。

3点目、農林水産省は令和5年度までに、つまり来年度までに、イノシシの個体数を半減するという方針、ガイダンスを打ち出しております。御存じでしょうか。

つまり令和5年度までに、平成23年度対比でイノシシの個体数を半減するという事です。あと1年しかありません。国の個体数半減の方針を本町は達成できるのですか。残されている時間はあまりありません。

果たして半減できるのか、どのように取り組むのか、被害は収まっておりません。この国の個体数半減のガイダンスを、どのように受け止められておられますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 農林水産省は、令和5年度までに個体数を、失礼いたしました。平成25年11月15日に、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を共同で取りまとめ、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後、令和5年度までに半減するという事を当面の目標としております。

町におきまして、こちらの目標に少しでも近づけるように、1頭でも多くの捕獲を目指すためにも、猟友会の方々と連携を図り、協力をお願いしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。4点目に行きます。

次は、狩猟者登録要件の撤廃についてお伺いします。

福岡県は自衛を目的とした箱わな捕獲の狩猟者登録要件、農業者に限りませんが、これを今年の4月の1日に、完全に撤廃をしました。初めて撤廃しました。農業者が積極的な箱わなの捕獲を行えるよう制度を改め、そして推奨していますが、御存じですか。

つまり福岡県の目玉の施策の1つになります。農業者に限り今年から狩猟者登録要件が不要になりました。自衛の目的であれば、かつ御自分の敷地内であれば、自分の田んぼを、自分の山を、自分の畑を、御自分で守りやすくなる制度でございます。

これまで、福岡県はなかなか踏み切ることをしなかった、この狩猟者登録要件の完全撤廃を、今年の4月に決断をしておりますので、被害を受けている農業者へまだ周知をしていなければ、周知をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） こちらにつきましては、今年の4月に策定されました、福岡県第二種特定鳥獣管理計画（第7期）でございますが、こちらには狩猟者登録に関しましては、農業従事者に限り登録を行わずに捕獲することができることと記載されております。

その他、詳細な内容につきましては、この計画の中に記載されております。その中で、捕獲者の要件といたしまして、（a）当該捕獲方法については、わな猟免許を有している者。（b）捕獲の趣旨を理解し、過去10年以内に狩猟関係法令に違反をしたことのない者。（c）狩猟者共済又は狩猟者保険に加入しており、捕獲の際に事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。と記載があります。

町といたしましても、有害鳥獣捕獲許可の際には、こちらの要件を満たしているものに許可するものでございます。

周知につきましては、町猟友会を通じてお知らせしていくように考えております。

次に、現在の本町の有害鳥獣捕獲従事者数でございますが、農業従事者数の方を含めて、わな猟が9名、銃猟が9名、延べ18名に有害鳥獣捕獲従事者の許可を出しております。狩猟免許の実施時期などに関しましては、町ホームページを通じ周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

次は、囲いわなについてお話をいたします。囲いわなは、天井は2分の1以上開放しているものをいいます。箱わなの天井を開ければ囲いわなになります。御存じですか。この囲いわなは狩猟者免許が不要です。そして先ほどの狩猟者登録要件も不要となります。

ただし、条件があります。農業者に限る。御自分の田んぼ、山に限る。そして厳しい安全対策を、国は管理規制をしております。本町には200件弱の農業者がおられます。恐らくこの囲いわなのことは御存じはないかも知れません。

例えば、被害に遭われている農業者の方が、自衛のためにこの囲いわなを活用すれば、先ほど言いました、危険水域に入っているかもしれないイノシシ被害は、必然に収まる方向に向かうと思います。

今日まで役場任せとか、猟友会頼りの対応が長らく続いてきましたが、それでも被害はなかなか収まりません。これからは官民一体、地域ぐるみ、町ぐるみの捕獲が有効になるものと思います。この囲いわな、課題解決の得策や近道になるやもしれません。どうですか、この免許不要の囲いわなの導入を、被害を受けておられる農業者に御検討をされるお考えはありませんか。

○議長（古賀ひろ子） お昼になりましたが、続けます。

久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） 失礼いたします。囲いわなにつきましては、捕獲の免許、許可不要でございますが、諸条件がございます。1、11月15日から2月15日までの狩猟期間であること。2、農業従事者所有の自宅敷地内及び自らが管理する農地であることが上げられております。

これらは、事前準備はもちろんのこと、施設の手配や管理にも労力を要します。また捕獲後の処理についても狩猟免許を有していないため問題が残ります。

今後、農家の方々や宇美町鳥獣被害防止対策協議会との協議を行い、調査研究課題と捉えております。

囲いわなの周知につきましては、農区長会を通じ、お知らせしたいと考えています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） それでは、②に入ります。

鳥獣被害防止計画です。本町の鳥獣被害防止計画の趣旨はどうなっているか及びどのような目標を打ち出しているのか、そして見直し、行っているのかについて伺おうと思っております。これが1点目です。

2点目は、この鳥獣被害防止計画の一般公開を、11月末時点では宇美町は公表をしてないようでありますので、国も公表するように指導があつてますので、この計画書、ホームページなり公表すべきと思いますが、いかがでしょう。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 町では、鳥獣被害防止計画を平成22年度から策定しております。

この計画は、被害の傾向、被害防止対策、対象鳥獣の捕獲計画などを記載しており、有害鳥獣による農作物への被害防止を目的にしたものでございます。

見直しにつきましては、3年ごとに見直しを行っており、直近では令和3年度に見直しを行っております。

この鳥獣被害防止計画は、環境農林課窓口で閲覧ができます。併せてホームページ上の掲載につきましては、今月初旬に行っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 一般公開、計画書の、よろしく願いたします。

この計画書の中で一番重要になることは、先ほどから何回も申しておりますが、やはりイノシシの捕獲頭数が一番重要であると思います。戦略であると思います。この計画書の中で、捕獲計画目標頭数といいますか、これを打ち出しておられると思います。向こう3年と言われましたので、捕獲頭数についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） この計画書の中に記載されておりますイノシシの捕獲頭数でございますが、こちらは、平成30年度から令和2年度までの過去3年間の捕獲実績の平均値を基準として設定されておまして、令和4年度45頭、令和5年度45頭、令和6年度45頭で計画がなされております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 客観的に見て少ないような気がいたします。先ほどの報告の中で80頭強でしたね、宇美町の捕獲頭数が80で、今、説明がありました45頭、45頭、45頭、これをやはり100頭とか、150頭とかにすべきと思います。

そのエビデンスは、太宰府市は、昨日現在確認しましたが295頭です。今年の4月からの捕獲頭数が295頭。計画書が400頭です。宇美町の計画書が45頭、捕獲頭数が前年度八十何頭と言われました。これは早急に見直すべきではないかと、私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 先ほど、御回答と申し上げましたとおり、3年ごとの見直しということで、令和4年度、4、5、6の3か年間の防止計画となっております。

こちらにおきましては、御提案の内容に関しまして、宇美町の鳥獣被害防止対策協議会のほうにお伝えしたいと考えています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。

では、③に行きますので、次は交付金の話をいたします。農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金という制度があると思います。国によるこの補助制度について、何点かお伺いをいたします。

まず来年度、令和5年度の鳥獣被害対策総合交付金について、本町は予算要求をどのような内容でされているのかが気になっておりますので、御説明を願えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用につきましては、令和5年度の方は、福岡県に対し来年の2月に予算要求を行い、6月頃に交付決定がされる予定でございます。内容につきましては、宇美町鳥獣被害防止対策協議会で諮ることとなっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 交付金について、2点目質問になります。この総合対策交付金、過去5年間の宇美町の活用の内容についてお伺いしたいと思います。特に、主戦力になるのは、何度も申し上げていますが、箱わなであると思います。この5年間を振り返ってみますと、箱わなの数がどうも目に見えてきません。増えているのかな、逆に言えば、減少しているのかなというふうに感じっております。

ではお伺いします。宇美町の過去5年間の総合対策交付金の内容について、御説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 予算要求につきましては、過去5年間を含め、毎年行っております。鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、昨年度も箱わなの購入を行っております。

また、そのほかにも、電気ショッカー、捕獲網、センサーカメラ、止めさし用のやりなども購入しております。この中で、過去5年間の箱わなの購入実績は、合計で18基となっております。交付金につきましては平成29年度から令和3年度合計で334万9,000円となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次に行きます。

次は専門職員の配置についてお話をします。イノシシ被害対策の先進地で有名であります、人口約5万人の武雄市は、被害拡大の防止のために、掛け持ち職員ではなく専門職員の配置を

2009年の4月から行っております。現在は、年間3,000頭弱を捕獲しております。

また、地域おこし協力隊という制度を取り入れ、被害拡大防止に取り組んでいる自治体もあります。このようにありとあらゆる施策を本町も展開すべきと思いますが、本町は、今後専門職員の配置を含め、どのような取組を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 専門職員の配置につきましては、現在のところ職員を配置するには至っておりません。

平成30年12月議会での一般質問の答弁と重複しますが、宇美町猟友会、農業委員会、粕屋農業協同組合、福岡県農林事務所、北筑前普及指導センターなどで構成されております宇美町鳥獣被害防止対策協議会がございまして、こちらの有識者の方々の意見の、専門的な助言などを基に、農産物被害の防止及び減少に向けて協議を行っております。

次に、地域おこし協力隊の件でございますが、こちらは総務省が管轄で、福岡県政策支援課が窓口となっております。この支援事業は平成21年度から施行されておまして、有害鳥獣捕獲に対する募集等を行っている自治体があるようでございます。

この移住定住制度を策定し、町として地域おこし協力隊の制度を取り入れる場合は、少ない事例を参考に活用できるか、今後調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次に④に入って参ります。

粕屋地区5町協議会についてお話をします。国や県は被害が収まらない環境対策として、広域捕獲を推奨しております。国の総合対策を見ても明らかです、県の計画書を見てもそのようになっております。現在、粕屋5町協議会との連携と申しますか、捕獲協力体制などについて伺いをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 現在、宇美町は古賀市、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町、新宮町の1市5町の事務担当者が、年3回程度の情報交換を行っております。

また、須恵町、篠栗町、久山町とは、宇美町も含め4町の猟友会で合同捕獲を行っております。ちなみに平成29年度10回、平成30年度10回、平成31年度10回、令和2年度8回、令和3年度6回行っております。これらの活動を通し、広域連携を図っていることができていますのと考えます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 2点目に行きます。

粕屋5町協議会への参加についてお話をします。粕屋地区5町協議会に参加をする。これは今日初めてお話をしていることではありません。過去3回、三、四回お話をしていますが、粕屋5町協議会に参加さしてもらい6町、1町よりも6町で広域活動、捕獲活動する。

6町のほうは、1町よりも総合対策交付金の予算要求がしやすくなると思っております。いかがでしょうか。6町、1町よりも6町協議会への参加、御見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会への参加でございますが、現在のところ、宇美町鳥獣被害防止対策協議会におきまして、そのような意見等は出されておられません。また粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会からの参加のお話もあっておられません。

宇美町鳥獣被害防止対策協議会は、平成22年に糟屋地区では、一番最初に単独で立ち上げた経緯がございます。これまでの間、宇美町の鳥獣被害の実態に即した取組や予算要求を行ってまいりました。今後も宇美町単独で、それぞれの地域の実態に即した対策ができるというメリットを最大限に生かして、鳥獣被害防止対策を進めていきたいと考えております。

したがって、粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会の参加につきましては、宇美町鳥獣被害防止対策協議会の意向を踏まえまして、今のところ考えておられません。6町での広域捕獲につきましても、新宮町からの捕獲要請があつていないため、6町での合同捕獲も考えておられません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次は、県への捕獲依頼、要請についてお話をします。

実は、福岡県が発表をしております。それはイノシシ被害の拡大が収まらない自治体からの要請があれば、福岡県は自治体が変わりまして、一斉捕獲をするということでもあります。御存じでしょうか。

今年の4月の1日に発表しております。福岡県の第7期特定鳥獣管理計画の9ページにきちんと明記してあります。

そこで、本町から要請があれば、県による一斉捕獲をする、あるいは緊急捕獲をするとなっておりますが、今後県へのこの捕獲依頼を含め、どのような取組を考えられておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 福岡県への捕獲依頼につきましては、宇美町鳥獣被害防止対策協議会と捕獲依頼について協議を行い、必要に応じ県に捕獲依頼について相談していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。捕獲困難な場合、福岡県のサポートを求めるという戦略もありますので、お願いしたいと思います。

次に行きます。防災無線についてお尋ねをします。

防災無線があまり生かされていないことがありました。防災無線のお知らせがもし事前にあつていれば、あのとき痛い思いをしなくて済むことがありました。

イノシシに限らず、有害鳥獣の出没の第一報があり次第、即刻に、迷わずに防災無線で危険が迫ることを住民にアナウンスをすべきだと思います。人的被害の未然防止になると思いますが、防災無線の活用いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境農林課長（久我政克） 防災行政無線での周知につきましては、過去の答弁と重複いたしますけれども、人的被害を及ぼす鳥獣が住宅などに頻繁に出没するような場合は、関係部署と適宜協議をしながら、周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） それでは、最後の⑤に入ります。

これから先は、町長へお伺いをしたいと思います。

既に御存じのとおり、本町ではイノシシによる人身事故も発生をしております。イノシシ被害は何度も口にいたしますが、危険水域に入っているかもしれません。

周辺自治体では人身事故はありません。車両激突事故ありません。中山間地の農業地に限らず、この3年ほどの間には、宇美町各地の住宅街まで出没をしております。

イノシシは、先般のJR九州ウォーキングを開催した井野山登山口にも突如出没、白昼午前10時30分に堂々と姿を出しております。

また、2年前には四王寺坂団地内の子どもが通っている通学路に、午前7時30分イノシシの成獣が現れ、日常生活空間の住宅街を我が物顔に疾走し、倉庫のシャッターにぶつかり、あろうことか威嚇した住民にも問答無用にかみつぎ、挙げ句の果てには、女性の通勤車両2台に激突をしました。

町長、先ほど言いました捕獲困難な場合は福岡県へ一斉捕獲の依頼、あるいは緊急捕獲の依頼ができます。同時に宇美町イノシシ被害防止対策特別宣言を出し、人的被害が二度と出ないような安心安全なまちづくりを図るべきだと思います。

町長、この点を踏まえて、今後どのような取組の方針を打ち出していくのかについて、お伺いできればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） まず私たちのイノシシの認識からして、イノシシって夜行性かというふうに思っていたんですけど、実は私たちと同じように、太陽が出ている時間が本来の姿らしいです。もう私たちと同じような本来生活をしているんですけども、臆病な性格ということで、基本的には夜間の行動であると、まず認識を1つ変えなければいけないのかなと思っております。

先ほど来、担当課長から答弁しましたように、現在、宇美町鳥獣被害防止対策協議会をはじめ、猟友会などの関係機関と連携、情報の共有を行いながら、その取組を進めておるところでございます。

特に猟友会の皆さんには、日頃から箱わなの設置から巡回・駆除、できるなら誰もがやりたくない仕事をお願いしておるところでございます。また、近年イノシシに加え、アライグマ、アナグマ、鹿の被害も報告されております。その対応のために昼夜を問わず御尽力をいただいておりますことに、この場を借りて改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金についても、宇美町の被害状況を把握し分析した上で、実態に応じた必要な予算要求を行い、捕獲などの被害防止を図ってまいりました。

しかしながら、先ほど来、議員のほうからもありましたが、最近では山間部での農作物被害のみならず、住宅地にも出没情報がございます。町民の生活に不安を与えており、その対策は重要であるということ認識しております。

私の家の前にも、公園があるんですけども、イノシシがミミズを食べようとしているのか、しばしば公園の土をほじくり返しております。そのようなこともありまして、身近にもイノシシが迫ってきているという認識は、強く持っているところでございます。

住宅地にイノシシなどが出没した場合には、最優先というのは、先ほどからも御提案ありますが、町民の安全が第一であると考えています。住宅地では銃器の使用はもちろん不可でございます。箱わな等の設置についても、事故防止の観点から容易に設置は行うことができませんので、警察や猟友会などとの関係機関と連携を図りながら、また役場庁舎内の関係部署とも情報を共有を行いながら、町民に被害が及ぶことがないように、速やかに対策を取ってまいります。

このような鳥獣被害問題は、宇美町に限ったことではございません。全国的な問題であります。国からの指導、助言はもちろんのこと、他の自治体の優良事例等も参考にしながら、引き続き被害防止に取り組んでまいりたいと思っております。

今回、猟友会の方にもお話を伺いましたが、これまでの対策を粘り強く、そして継続的に実施していくことしかありませんというふうな話もいただきました。

そのようなことから、議員が提案されたイノシシ被害防止対策特別宣言については、現在、特に考えておりませんが、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害について、決定的な打開策が見つ

からない中で、一朝一夕に解決するものではございませんが、今後とも、鳥獣被害防止対策協議会や猟友会など、日頃から協力いただいている方々とは、関係も良好でございますので、様々な御意見、意見交換ができております。

そういった方々と協力しながら、粘り強く対応に当たっていきたいと思います。有効な対策が、もし見つかった場合には、一気呵成に取り組みたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。どうか町長、粘り強く展開してもらいたいと思います。

先ほど私が言いました、被害の方程式、これを早急に防止しなければならないと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 5番、平野議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

ただいまから13時30分まで休憩に入ります。

12時26分休憩

.....
13時30分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第一 議案第52号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第一、議案第52号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。

議案第52号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。上記の議案を別紙のとおり提出します。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額及び勤勉手当の額並びに議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備するため議会の議決を求めるものでございます。

今回は、本条例で5つの条例を一括改正することとしております。

なお、本年の給与勧告では、3年ぶりに月例給、それからボーナスともに引上げとなっております。民間企業との格差0.23%、これを埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスを0.1月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分す

るという勧告になっておるところでございます。

次のページの2ページからずっと続いておりますが、これが7ページまで改正文となっております。

8ページからまたずっと続きますが、16ページまで、ここまでが新旧対照表となっておりますのでございます。これは、それぞれの条例ごとでございます。

次の17ページ、ここから資料をおつけしておりますので、改正の内容につきましては、本ページからの宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要、これを使って説明をさせていただきます。

まず、囲っておるところ、概要でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、1の期末・勤勉手当の改正につきましては、昨年8月から本年7月までの民間ボーナスとの比較によるものでございます。2の給与月額改正は、本年4月分の民間給与との比較によるものとなっております。

では、具体的に説明をさせていただきます。

まず、1の勤勉手当の改正についてでございますが、現在、一般職員は6月期、12月期ともに0.95月で、計1.9月となっております。これが0.1月分増となるわけですが、令和4年度につきましては既に6月期分が支払われているために、12月期分、これに0.1をプラスし、1.05月分支払うこととなります。

なお、来年度、令和5年度については、これを均等化いたしますので、6月期、12月期ともに1.00月となります。

次の表、再任用職員ですが、現在、6月期、12月期ともに0.45月のところ、これが0.05月分増となりますので、令和4年度は12月期分を0.05プラスいたしまして0.50月とし、令和5年度はこれを0.475月に均等化いたします。

次の表、2の期末手当の改正についてでございますが、これは議会議員及び特別職の職員で常勤のもの期末手当の改正となりますが、現在、6月期、12月期ともに1.625月で合計が3.25月となっておりますが、これが0.05月分プラスになることから、令和4年度は12月期分を0.05プラスし1.675月とし、令和5年度はこれを1.650月に均等化いたします。

次の18ページでございますが、3の、次は給与月額改正についてでございますが、民間給与との格差、これがマイナスの921円、率で言いますと0.23%となりますが、これを解消するために初任給及び若年層の俸給月額を引き上げます。平均改定率は0.3%の増となっております。

初任給につきましては4,000円、若年層については最大で俸給月額4,000円の増額となっております。

なお、この給与月額の設定につきましては、令和4年4月1日に遡って適用されるということになっております。

4の施行期日ですが、公布の日からとしておりますが、令和5年度からの均等化に関する条文につきましては、その分については令和5年4月1日からの施行ということにしております。

5の参考例について説明をさせていただきます。

まず、給与についてでございますが、代表的職員、これは係長職で、扶養は配偶者と子ども2人を想定した場合一つになります。こちらは今回の改定の対象外となりますので影響額はゼロ。大卒の新規の職員は、改定されますと年間3万7,800円の増額となるものでございます。

下の表、賞与につきましては、代表的職員は、12月期の勤勉手当が0.1月分増、プラスとなりますので4万131円の増額、大卒新規の職員につきましては、4月1日に遡って給与月額が改定される影響で、6月期の期末手当分が3,955円、勤勉手当分が3,131円増額、12月期の期末手当が同額で3,955円、勤勉手当が0.1月分のプラスを含めて2万1,960円増額となることから、合計で3万3,001円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第52号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、ただいまより暫時休憩いたします。

13時37分休憩

.....
13時39分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第二. 議案第53号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第二、議案第53号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第53号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第53号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億743万3,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改正に伴い、人件費等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。18ページ、19ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、職員手当等の補正で3万5,000円を増額しております。

次に、歳入の御説明をいたします。14ページ、15ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の一般管理費の財源となるもので、歳出の補正に伴い3万5,000円を増額するものでございます。

最後になりますが、補正予算書の20ページ、21ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認をお願いします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第53号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三. 議案第54号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第三、議案第54号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第54号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第54号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところとしてしておりますが、今回は歳出予算のみに補正を行うもので、次の4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正、この右下にございますように、予算総額43億3,261万6,000円に変更は生じないものでございます。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改正に伴い、人件費等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出について御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、人件費と共済費の合計で44万6,000円を増額しております。

次の7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金は、基金への積立金を44万6,000円減額することで収支の調整を行っております。

最後になりますが、補正予算書の14ページ、15ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

追加日程第四. 議案第55号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第四、議案第55号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

それでは、議案第55号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告の給与改定に伴い人件費を補正するものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして既決予定額7億9,139万8,000円を50万2,000円増額補正いたしまして、7億9,190万円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を50万2,000円増額補正いたしまして、8,377万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして13万6,000円の増額は浄水場職員分を、3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして36万6,000円の増額は、上下水道課内の職員分をそれぞれ補正するものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は397万円余の純利益が見込まれ、本年度末の資金残高は3億9,030万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

追加日程第五. 議案第56号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第五、議案第56号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

それでは、議案第56号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告の給与改定に伴い人件費を補正するものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の支出におきまして既決予定額8億6,841万9,000円を18万2,000円増額補正いたしまして、8億6,860万1,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を18万2,000円増額補正いたしまして、4,015万9,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして18万2,000円の増額を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,784万円余の純利益が見込まれ、本年度末の資金残高は5,493万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第56号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を

採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

追加日程第六. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第六、議案第57号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。

説明に入ります前に、今回の追加補正予算案につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改正に伴う人件費等の補正及び出産・子育て応援事業、保育所等物価高騰対策支援事業につきまして、緊急に補正予算を提出する必要が生じたので、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただきます。

それでは、議案第57号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

また、令和4年12月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第9号）事業一覧表を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので、御参照ください。

予算書の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ3,872万5,000円を追加し、予算総額を144億7,873万円とするものです。

歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして18、19ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の事務局職員人件費では、職員手当等と共済費の合計で16万円を増額しています。

次の20、21ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は人件費のみの補正で、61万6,000円増額。2項徴税费、1目税務総務費も人件費のみで59万5,000円の増額。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費も人件費のみで22万5,000円の増額です。

22、23ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費も人件費のみで36万4,000円増額。

その下の8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金3万5,000円は、今回増額となった人件費分について、特別会計に対し一般会計から繰り出しを行うものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、001児童福祉関係職員人件費も人件費のみで21万5,000円の増額、011出産・子育て応援事業費3,312万3,000円は、全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行うため、相談支援の充実を図るとともに、妊娠及び出産した子育て家庭に経済的支援を行うための経費を計上するもので、事務経費として消耗品費を6,000円、通信運搬費（郵便料）を6万9,000円、振込手数料を4万8,000円、出産・子育て応援給付金を3,300万円計上をしています。

この事業は国の3分の2、県の6分の1補助となっています。

5目保育園費、002、特定教育・保育施設運営経費212万1,000円は、コロナ禍における原油価格・物価高騰により、負担が生じている特定教育・保育施設に対し保育サービスの質を確保するため、光熱費及び燃料費等の上昇分の一部を補助するもので、保育所等物価高騰対策事業費補助金を212万1,000円計上しています。

003、特定地域型保育事業費18万6,000円は、24、25ページをお願いします。

先ほどの特定教育・保育施設運営経費と同じくコロナ禍における原油価格・物価高騰により、負担が生じている地域型保育事業に対し支援を行うため、保育所等物価高騰対策事業費補助金を18万6,000円計上をしています。この事業は県の2分の1補助となっています。

次の26、27ページをお願いします。

ここから最後まで全て人件費のみの補正となっていますので、金額のみ読み上げさせていただきます。

4款衛生費は、26ページ一番右上になりますが、7万円の増額。

28、29ページ、6款農林水産業費は、同様に28ページ右上、7万1,000円の増額。

30、31ページ、7款商工費は5万4,000円の増額。

32、33ページ、8款土木費は74万7,000円増額。

34、35ページを飛ばしまして、36、37ページをお願いします。10款教育費は、14万3,000円の増額となっています。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

前に戻りまして14、15ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、9節子育て支援事業費補助金、出産・子育て応援交付金を2,208万円計上しており、国の3分の2補助となっています。

15款県支出金、2項県補助金、3目民生費県補助金、8節子育て支援事業費補助金、出産・

子育て応援交付金を551万9,000円計上しており、県の6分の1補助となっています。

10節保育園費補助金、保育所等物価高騰対策費補助金を115万3,000円計上しており、県の2分の1補助となっています。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金997万3,000円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものです。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、38、39ページから40、41ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいきますと23ページになります。資料綴でいくと3ページになりますけど、この出産・子育て応援事業費の中で交付金を出すということなんですけれども、これがあくまで妊娠届時及び出産届時ということで、あくまでも申請によるものというふうになっておりますけれども、これは届出が出た時点で自動的に交付するという形にはできなかつたのでしょうか。

それはやっぱり本人の申請がないとやっぱり出さないものなのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今回、出産・子育て応援事業というのは2本の事業から成り立っております。

経済的な支援を行う面ということと、もう1つは、妊婦や子育て中の保護者を孤立感や不安感を軽減することからなっておりますので、妊娠中、妊娠届が出てから出産されて子育てされる間、何回も面談をして、その中で、育児等に使っていただく、妊娠中に使っていただくお金を給付するということとなっておりますので、届出イコールお金を支給ということだけではないので、そういう仕組みには今回はなっておりません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の23ページで、今、鳴海議員が質問をされたのと同じページになりますが、今言われました面談の件に関しまして、これは妊婦さんと産婦さんのみの面談になるのでしょうか。できればパートナーである御主人とか一緒に住んである家族さんも一緒にという形でされたほうがいいような気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 議員おっしゃるとおり、国の考えとしては、私たちの考えももちろんそうなのですが、パートナーや家族御一緒に面談するというのを原則としていきたいと思っています。

ただ、母子手帳を取りに見えるときは、お一人で見える方もいらっしゃいますし、家族等の都合もございませうから、そこはできるだけ家族共にお会いするというのでいきたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） それと、支給の実施方法というか、5万円の支給となっていましたけれども、その支給方法なんですが、宇美町は5万円現金で支給するという方法でよかったんですね。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今回、クーポン等も考えたんですけども、できるだけ一日も早くお渡ししたいということで、現金で行いたいと考えています。（発言する者あり）議長すみません。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 振込です。口座をお聞きして、そちらのほうに振込をさせていただくことで考えています。すみません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 同じく23ページになります。3,300万円についてお伺いしたいと思います。

町長が、福岡市などの他の自治体に先駆け、1か月前倒しで事業を実施されることを決断されたことは大変評価されるところ思っております。ただ問題は、せっかく前倒しで事業を実施するにもかかわらず、この周知活動が追いついていないんじゃないかなというところが非常に懸念されているところです。せっかくの新制度を、該当される方が知らなければいけないと思っています。

様々な媒体を通して事業を周知されると思いますけれども、広報誌での周知が2月15日発行の広報になるということでした。常識的に考えて、1月からスタートするこの事業、2月15日

に周知しても遅すぎると思います。

1月号の発行まであと1か月ほどありますよね。十分間に合うと思います。担当課及び広報担当課の見解を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 大事な広報です、周知になりますので、協議をさせていただきました、担当課と。広報担当課と相談をさせていただきました、1月号に載せたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） それは大変喜ばしいことだなと思います。ありがとうございます。——ありがとうございますと言っちゃいけないですね、すみませんね。

次に、全員協議会のときに私ちょっと提案させていただきました。プレスリリースをはじめマスコミを活用することにより、子どもを産み育てやすいまち宇美町をPRすることにもつながるんじゃないかなと、こういった提案もしましたけれども、その後何か取り組むことを検討されましたか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 本日議決いただきましたら、まずプレスリリースを考えております。

それと対象者への通知、これは1月に入ってからのはずしか取れなかったんですが、KBCラジオの「ふるさとWish」土曜日版というところで、この周知をしたいと思っております。事業もさることながら、やはり妊娠・出産、独りで悩まないでくださいというメッセージを送っていかせていただきたいと思います。

あと、ママ夢ラジオ福岡というところからも出演依頼が来ておりますので、これについても、年明け早い時期に出演させていただけるように協議したいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） すばらしいですね。やはり、こういったことでマスコミ等を通じて、しっかり宇美町のPRもできると思いますし、やはり、こういったふうに動くことによって、職員の意識も変わってくるんじゃないかなと思っています。すばらしい取組で非常に評価したいなと思っています。

もう1つ、最後の質問なんですけれども、子どもの妊娠が発覚して、出産まで町がサポートをしていく事業、大変有益な事業で、もちろん予算にも賛成したいと思っているんですけど、この制度、全国ほぼ一律に行われる事業ではないかなと思っています。

求めたいことは、他の自治体との差別化ができないかということなんです。町が6分の1の補

助なんですけれども、もちろん今回は間に合わなかったと思うんですけれども、例えば10万円の給付を宇美町ではちょっと上乘せして15万円ほど交付するとか、そういった差別化ができないか、今後の検討課題としてぜひ御提案したいと思います。

新年度予算や3月補正予算でも提案していくことは可能じゃないかなと思いますけれども、ぜひ執行部の見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今回の対象となる世帯は、ゼロから2歳の低年齢のお子さんを持つ家庭となっております。ここを意識いたしまして、この層への支援を考えていきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから議案第57号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、ただいまより暫時休憩いたします。

14時11分休憩

.....
14時14分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 請願第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） それでは、請願の趣旨を説明いたします。請願書を読み上げます。

国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書。

請願者、粕屋民主商工会、住所、糟屋郡篠栗町和田4-17-2、電話、092-948-5551。

代表者氏名、田鍋義正。

紹介議員、入江政行と鳴海圭矢です。

請願趣旨、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項、1、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと。

以上ということになっております。

インボイス制度のことについては、非常に中小企業・フリーランスの方に対して不利益を被る、大変な過大な負担を強いるものであるということで、もともとインボイス制度というのは、事業規模による納税能力や事務負担軽減のために必要があって設定されていた免税点を事実上廃止するものでありまして、収入の多寡を問わず、副業で収入を得ている人、ホステス、ヤクルト販売員、小説家、漫画家、イラストレーター、スポーツ選手、インストラクター、Uber Eatsなどの食事の配達員など、いわゆるフリーランスの方々やシルバー人材センターの会員にまで影響を及ぼす、非常に広範囲な人々に大きな影響を与えるということで、これはちょっと実施中止を求めるというのが請願者の強い願いでございます。

議員各位におかれましては、趣旨御理解の上、賛同のお願いをよろしくお願いいたしますとい

うことで、以上、説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 売上高1,000万円以下の免税事業者が、取引先の要求などからインボイスを発行するために課税業者に転換する場合、税負担が重くなるとの当然懸念がある中で、そういう賛成の——あれを出されたと思うんですけども、小規模な事業者が税負担を取引価格に上乘せするのは難しい現実があり、免税業者から課税業者に転換するとき生じる負担増について、何らかの税制上の措置で影響が最小化できないのか、課税事業者に転換しやすい環境を整えたいということで、今、国に対する要望とかが多分提出されている、そういう動きが今出ていると思うんですね。

私も、確かにインボイス制度のちょっと複雑なことは、何かいろいろもやもやとしたところがあるんですが、そういう認識は、国のほうに要望、こういう軽減する要望が出ているという認識はありますか。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 保守系の方から党派超えて、インボイス制度の影響を危惧する声、非常に大きく、自民党の内部からも激変緩和措置で、こういった少しでも影響が少なくなるようにということで、様々な動きが上がっているということは承知しております。

しかしながら、それが本当に業者の負担を少なくするのかどうかということについては、ちょっといささかちょっと疑問視しているところで、結局、激変緩和措置も何年か猶予を、けれども、これは問題が先延ばしにしているだけであって、何年かたてば、やっぱり負担をしなければならなくなるということで、ちょっとやっぱり制度そのものの改善点を、デメリットをなくすほどの効果はないんじゃないかなというふうに私は解釈しております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

9番、鳴海委員、議席に戻ってください。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） まず、そもそもインボイス制度（適格請求書保存方式）とは、複数税率の下で事業者が消費税の仕入れ税額を正確に計算するために必要不可欠な仕組みで、付加価値税を導入する全てのOECD諸国で実施されています。

また、消費税納税の不正を防ぎ、納税の透明化を図るための制度で、既に国会で決議されています。

インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置も設けられており、2021年10月1日から登録が開始されており、1年以上たっている今、手続を完了している事業者にとっては不利益になることも考えられます。

請願内容が、コロナ禍における経営状況の悪化等を考慮して施行時期の延期・見直しであれば、賛成も検討すべきと思うところではありますが、今さら中止という極端な請願では、宇美町議会として、これを採択すべきでないことを表明して、反対の討論といたします。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 賛成の立場から討論いたします。

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税の納税は免除されていました。インボイス制度の登録事業者になれば、売上高にかかわらず、納税義務が発生します。消費者に物や物流を売った事業者は、客から受け取った消費税から、仕入れに関わった消費税を差し引いて納税する仕入れ税額控除の仕組みになっております。

一方、消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、登録事業者が発行する適格請求書、インボイスが必要となります。そのために免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、中小業者、個人事業主などには従前に比べて大きな負担がかかってきます。

全国の500万の免税業者や1,000万人と言われるフリーランスの方々に、納税義務が生じます。商店や町工場などの自営業者だけではなく、農家や個人タクシー、大工の一人親方など様々な方に大きな影響が及びます。

例として、一人親方の大工さん、建設会社からインボイスを出すようにと言われたときに、3つの選択肢があります。1つが、課税事業者になって消費税を納める。2つ目、免税業者のままです。こういうときに、建設会社から取引を——インボイス出せないんで取引をおたくとしないということも言われる可能性があります。また、消費税分を値引きしたら、取引、仕事をさせてもいいよというような、3つの選択あるんだけど、いずれにしても大工さんには大きな負担がかかってくるんです。

こういったインボイス制度というのは、中小企業者の方にはすごく大きな負担がかかっています。宇美町にも数々の中小業者の方がいらっしゃいますので、大きな影響があります。これが先行き、

廃業したいという方も声を聞いているんですけども、宇美町の財政に大きな影響がある可能性も出てきます。

こういうことから、インボイス制度の中止を強く訴えて、賛成討論を終了したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論終わります。

これから、請願第1号 国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書を採決いたします。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択することに決定しました。

日程第3. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これをもちまして、本12月定例会を閉会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年12月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時29分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 3月 7日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 禎 幸

署名議員 小 林 孝 昭